

横浜市立中田小学校PTA規約

要保存
(小学校卒業まで)

第一章 総 則

- 第1条 本会は横浜市立中田小学校PTAと称し、事務所は同校内に置く。
- 第2条 本会は本校児童の保護者と教職員とが緊密に協力して学校、家庭、社会における児童の教育及び福祉を増進することをもって目的とする。但し、本会の目的とする事業以外に会の名称及び役員の名前を用いてはならないし、学校行政・管理に干渉するものではない。
- 第3条 本会の会員になることのできるものは、本校児童の保護者と教職員である。

第二章 事 業

- 第4条 本会の事業は下の通りとする。
1. 学校教育の発展に寄与するための事業
 2. 児童の校外生活を豊かにするための事業
 3. 児童の環境改善のための事業
 4. 児童の保健衛生のための事業
 5. 会員の研修親睦をはかるための事業
 6. 適当な手続きにより公立学校の公費による適正な運営を実現することにつとめる事業
 7. その他必要な事業
- なお、本会が上記事業を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、「横浜市立中田小学校PTA個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

第三章 役員及び選挙

- 第5条 本会に次の役員を置く。
ただし、会長を除く役員は、必要に応じ次の数を超えて選任することができる。
- | | | |
|--------|----|----------|
| 1. 会長 | 1名 | 保護者 |
| 2. 副会長 | 2名 | 保護者 |
| 3. 総 務 | 2名 | 保護者及び教職員 |
| 4. 書 記 | 3名 | 保護者及び教職員 |
| 5. 会 計 | 2名 | 保護者及び副校長 |
- 第6条 この会の経理を監査するために会計監査を置く。
会計監査 3名 保護者
- 第7条 役員及び会計監査は会員中より選出し任期は1年とする。
但し、再選は妨げない。

- 第8条 役員及び会計監査の選出にあたっては、候補者を選定するための推薦管理委員会を設ける。
- 第9条 推薦管理委員会は、年度始めに各学年から選出された委員又は教職員により構成され、推薦管理委員長は、推薦管理委員会の中からお互いに選出する方法により決定される。任期は1年とする。
この他、委員会が必要と認めるときには、顧問又は相談役、役員及び会計監査経験者を加えることができる。
- 第10条 推薦管理委員会は、役員及び会計監査の候補者を選定して、会員に通知する。
- 第11条 役員及び会計監査の改選は原則として年度末総会で行い、4月1日から就任するものとする。但し、本会業務の遂行に支障がない限度で、年度末総会以降の総会における改選を認めるものとする。
- 第12条 専門委員会及び校外委員会（以下、あわせて「各種委員会」という）の委員（以下、「各種委員」という）は各地区、各学年の保護者及び教職員より若干名選出する。専門委員会の委員（以下、「専門委員」という）の選出は4月当初までに決定し、各専門委員会に所属する。任期は1年とする。
- 第13条 専門委員会の委員長・副委員長は、委員会の中からお互いに選出するものとする。任期は1年とする。
- 第14条
1. 役員及び会計監査に欠員が生じた場合は、総会で選出して補充するものとする。
 2. 各種委員及び推薦管理委員に欠員が生じた場合は、その地区またはその学年で選出して補充することができるものとする。
 3. 前二項により補充された役員、会計監査及び各種委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第15条 役員、会計監査及び各種委員会の正副委員長の任務は次の通りとする。
1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長がその職務を行うことができない場合は職務を代行する。
 3. 総務は事業の企画、予算の編成、各種の連絡調整その他一般業務の処理にあたる。
 4. 書記は集会の議事を正確に記録し、これを保管するとともに、各種の会合その他の通知を行う。
 5. 会計は本会のすべての金銭の収入支出を正確に記録し、会計監査の承認を得て、新年度総会に決算報告をする。
 6. 会計監査は会計の監査をする。会計監査は必要に応じ随時会計の監査を行うことができる。会計監査は各種会合に出席することができる。
 7. 委員長はそれぞれの委員会を運営する。
 8. 副委員長は委員長を補佐し、委員長がその職務を行うことができない場合は職務を代行する。

第四章 本 会

第16条 本会は、役員会、実行委員会、各種委員会及び推薦管理委員会をもち、必要な事項を協議決定する。

第17条 総会は本会の最高議決機関であり、定期総会と臨時総会とする。ただし、定期総会及び臨時総会は、書面総会とすることができる。

定期総会及び臨時総会の決議については、招集による決議、又は書面（電磁的記録を含む）による決議（以下、「書面総会」という）のいずれかの方法によるものとする。

総会の開催方法については、細則で定める。

1. 定期総会は、毎年、年度始め及び年度末に開き下の事項を協議決定する。
予算及び事業計画、事業及び決算報告、役員の変更、その他必要な事項。
2. 臨時総会は役員会、実行委員会もしくは会員の5分の1以上の要求がある場合、会長が開催する。
3. 総会は、会員の5分の1以上の参加をもって成立し、決議は参加者の過半数をもって成立する。

第18条 役員会は役員と学校長とにより随時会合して、総会及び委員会の決議にもとづき会の円滑な運営をはかる。

- 第19条
1. 実行委員会は、本会の役員、各種委員会の正副委員長、学校長をもって構成する。
 2. 実行委員会は、総会に次ぐ議決機関として必要に応じて開くものとし、集会又は通信回線を利用した方法により開催することができる。
 3. 実行委員会の任務は、次のとおりとする。
 - * 各種委員会によって立案された事業計画を審議検討する。
 - * 総会に提案する議案、報告について検討する。
 - * 必要ある場合は特別委員会を設けることができる。
 4. 実行委員会は、委員の半数以上が参加しなければ開くことはできない。
 5. 決議は参加者の多数による。

第20条 各種委員会は、次の事業につき必要な事項を協議し運営する。

1. 学年成人委員会・・・保護者、児童、教職員間の意志の疎通をはかるとともに会員の研修と運営などを行なう。
2. 広報委員会・・・本会の趣旨の解明につとめ必要な広報活動を行う。
3. 保健委員会・・・児童の保健衛生の向上をはかり関係事業に協力する。
4. 校外委員会・・・児童の校外安全のために、学校と地域・関連団体との連携をはかり、安全指導につとめる。

第五章 会 計

第21条 本会の経費は会費及びその他の収入をもってこれにあてる。
会費及び会計は総会で定める。

【お手元にて保管ください。】

第22条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第六章 顧問・相談役

第23条 本会には、顧問又は相談役をおくことができる。
顧問又は相談役は、総会の承認を得て会長がこれを委嘱する。
顧問又は相談役は、会長の諮問又は依頼に応ずる。

第七章 改正その他

第24条 本会の規約は総会における参加者の3分の1以上の賛成がなければ改正できない。

第25条 この規約に定めるもののほか、本会業務の遂行に必要な事項は、横浜市立中田小学校PTA規約施行細則に定める。

付 則

本規約は昭和48年4月27日より一部改正施行する。
本規約は平成2年5月12日より一部改正施行する。
本規約は平成10年2月27日より一部改正施行する。
本規約は平成11年3月1日より一部改正施行する。
本規約は平成13年2月23日より一部改正施行する。
本規約は平成16年2月26日より一部改正施行する。
本規約は平成17年2月24日より一部改正施行する。
本規約は平成18年2月21日より一部改正施行する。
本規約は平成21年5月8日より一部改正施行する。
本規約は平成25年5月23日より一部改正施行する。
本規約は平成29年5月30日より一部改正施行する。
本規約は平成30年4月1日より一部改正施行する。
本規約は平成30年5月29日より一部改正施行する。
本規約は令和2年2月25日より一部改正施行する。
本規約は令和2年5月26日より一部改正施行する。
本規約は令和3年2月25日より一部改正施行する。
本規約は令和3年6月8日より一部改正施行する。

【参考】 中田小学校PTAは昭和26年10月11日に設立総会を行い今日に至る。
PTA委員登録カードは毎年記入する。